

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は、令和4年11月11日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月11日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年7月11日

相模原市長 本村 賢太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 クリエイトSD相模原東大沼店  
所在地 南区東大沼三丁目30番22号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名(名称) 株式会社クリエイトエス・ディー  
代表者氏名 代表取締役 廣瀬 泰三  
住所 横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社 クリエイトエス・ ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	横浜市青葉区荏田西二丁目 3番地2
未定		

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年4月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 710 m<sup>2</sup>

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	位置	収容台数(台)
駐車場	位置については届出書に添付された図面のとおり	70
合計		70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	位置	収容台数(台)
駐輪場①	位置については届出書に添付された図面のとおり	49
駐輪場②		7
合計		56

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	位置	面積(m <sup>2</sup> )
荷さばき施設	位置については届出書に添付された図面のとおり	74.0
合計		74.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位置	容量(m <sup>3</sup> )
廃棄物保管施設①	位置については届出書に添付された図面のとおり	15.8
廃棄物保管施設②		5.81
廃棄物保管施設③		9.59
合計		31.20

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クリエイトエス・ディー	午前9時00分	午後10時00分
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	利用可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数(か所)	位置
出入口	1	位置については届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	利用可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

8 届出年月日

令和4年6月29日

9 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課

南区相模大野5丁目31番1号

南区役所区政策課行政資料コーナー

10 意見の提出先

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課